

誤過医療大京

病院などに賠償命令

京都地裁 事故隠蔽は認めず

京都大病院（京都市左京区）で平成12年、人工呼吸器に誤って消毒用エタノールを注入され、中も認められた。死亡診断書やカルテにエタノールの誤

注した藤井沙織さん（当時17）の両親が、京大と医師、元看護師ら9人を相手取り、約1億1400万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が1日、京都地裁であった。

中村哲裁判長は「医薬品のラベルを見るなど基本的注意義務を怠った」として、元看護師ら4人と病院に計約2800万円の支払いを命じた。

中村裁判長は、9人のうち、エタノールと蒸留水を間違えた元看護師（30）と、ラベルを確認せ

「いえない」とし両親の主張を退けた。

判決後、会見した両親は「判決に言葉が失った。本当に審理された結果なのか」と述べ、隠蔽の意図が認められなかったことに憤りをあらわにし、控訴の意向を示した。

判決によると、藤井さんは平成11年から脳神経系の難病で入院。12年2

月、人工呼吸器の加湿器に蒸留水と間違えて消毒用エタノールを注入され、同年3月に中毒死した。

この事故で、元看護師と医師の計8人が業務上過失致死容疑などで書類送検され、元看護師だけが起訴され、京都地裁で禁固10月、執行猶予3年の判決を受けた。

京大病院人工呼吸器エタノール事件
民事地裁判決
2006年11月2日 産経新聞（大阪）